

健康保険組合の マイナンバー届出が始まります。



◆皆様のご協力を宜しくお願いいたします。◆

健康保険組合では、来年1月からのマイナンバー利用の業務を目的に、被保険者や被扶養者のマイナンバーを加入者の皆様より届出いただくこととなっております。(マイナンバーの届出は事業所を経由しておこないます。)

皆様のお手元には、届出に関するリーフレットを後日配付させていただきますので、ご理解ご協力賜りますようお願いいたします。



●家庭常備薬の有償斡旋のご案内について



平成28年度の家庭常備薬の有償斡旋について、9月に各事業所へ案内申込書を送付しますので、購入ご希望の方は事業所より配布される申込書に、ご記入の上、期日までに委託業者に郵送してください。(特納品を中心とした利用頻度の高い医薬品類を特価にて斡旋いたします。)

※ご購入された商品は、11月中旬頃の配送となりますのでご了承ください。

(送料540円 ※3,000円以上購入の場合は送料無料です。)

●医療費通知及びジェネリック差額通知を配付しました。

健康保険組合では保険給付の適正化の取り組みとして、医療機関にかかれた医療費について年2回通知しております。

また、ジェネリック医薬品に切り替え可能な方には、切り替えた場合の差額効果額を併せて通知しております。



インフルエンザの 予防接種はお早めに！



インフルエンザは感染力が強く、いったん流行がはじまると短期間で拡がるため、毎年多くの方が感染しています。特に子どもや高齢者は重症化するリスクが高く、死亡する危険もあるので要注意。予防接種は発症予防に役立ち、たとえ発症したとしても重症化を防ぎます。

インフルエンザは毎シーズン、流行するウイルスの型が変わるので、毎年流行前に予防しましょう。

インフルエンザの**撃退**には**毎年の予防接種**が**効果的**です。

●インフルエンザ予防接種補助について

平成 28 年度のインフルエンザの予防接種補助を実施いたします。実施期間、対象者及び補助額は下記のとおりです。

平成 28 年度の
補助額を引き上
げしました！



対象者 : 当組合に現在加入の被保険者及び被扶養者
補助金額 : 1人1回 1,500円 (補助額に達しない場合は実費相当額を補助)
ただし、1回目の接種日において13歳未満の場合は2回まで

受付期間 : H28/10/1~H29/2/15

申請方法 : 事業所にて取りまとめいただき、申請者の名前を記入捺印のうえ医療機関で発行された「領収書」の原本又は写しを添付し事業主に提出。
(任継者は、個々に健康保険組合へ申請ください)

支払方法 : 事業主経由にてお支払いいたします。(任継者は個人ごと)

昨年度からの変更点

1. 補助額を 1,000 円→1,500 円に 500 円引き上げました。
2. 13 歳未満の場合は 2 回接種の 補助対象としました (1500 円× 2 回の上限 3,000 円まで)
3. 市町村の助成がある方 (65 歳以上など) で一部負担をされているかたも対象となりました。



年に一度の健康チェック！今年度のドックの申し込みはお済みですか？